

○ 熊本市消防事務に関する手数料条例（平成１２年条例第３４号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（徴収すべき事項及び金額） 第２条 手数料を徴収する事項及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。 （１） 消防法（昭和２３年法律第１８６号）関係の手数料のうち危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）第１条の１１に規定する指定数量以上の危険物に係るもの 別表第１ （２）・（３） 【略】 （４） 高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）関係の手数料 別表第４ （５） 【略】 別表第１（第２条関係）		（徴収すべき事項及び金額） 第２条 手数料を徴収する事項及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。 （１） 消防法（昭和２３年法律第１８６号）関係の手数料のうち危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）第１条の１１に規定する指定数量以上の危険物に係るもの 別表第１ （２）・（３） 【略】 （４） 高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）関係の手数料 別表第４ （５） 【略】 別表第１（第２条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の額 （１件につき）	手数料を徴収する事項	手数料の額 （１件につき）
1 【略】		1 【略】	
2 法第１１条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可		2 法第１１条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可	
（１） 【略】		（１） 【略】	
（２） 貯蔵所の設置の許可		（２） 貯蔵所の設置の許可	
ア～エ 【略】		ア～エ 【略】	
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
（ア） 危険物の貯蔵最大数量が１,０００キロリットル以上５,０００キロリットル未満のもの	1,450,000円	（ア） 危険物の貯蔵最大数量が１,０００キロリットル以上５,０００キロリットル未満のもの	1,180,000円
（イ） 危険物の貯蔵最大数量が５,０００キロリットル以上１万キロリットル未満のもの	1,720,000円	（イ） 危険物の貯蔵最大数量が５,０００キロリットル以上１万キロリットル未満のもの	1,410,000円
（ウ） 危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５	1,920,000円	（ウ） 危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５	1,590,000円

万キロリットル未満のもの (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの (キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの (ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの カ～シ 【略】 (3) 【略】 3～9 【略】	<u>2,360,000円</u> <u>2,740,000円</u> <u>5,640,000円</u> <u>7,240,000円</u> <u>8,790,000円</u>	万キロリットル未満のもの (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの (キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの (ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの カ～シ 【略】 (3) 【略】 3～9 【略】	<u>1,950,000円</u> <u>2,270,000円</u> <u>4,550,000円</u> <u>5,820,000円</u> <u>7,070,000円</u>
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
手数料を徴収する事項 1 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 (1) 【略】 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。2の項及び7の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 <u>(サに該当するものを除く。イからコまでにおいて同じ。)</u>	手数料の額 (1件につき) 91,000円	手数料を徴収する事項 1 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 (1) 【略】 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。2の項及び7の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 _____	手数料の額 (1件につき) 91,000円

イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円	イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円	ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円	エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円	オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円	カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000円	キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円	ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円	ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円	コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
<u>サ アからコまでに掲げる設備であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたもの</u>	<u>6,000円</u>	<u>【新設】</u>	
(3) 【略】		(3) 【略】	
2～11 【略】		2～11 【略】	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。